平成２５年（フ）第３７号
石川県小松市浜佐美本町24番地２
債務者　木村　嘉宏
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１９号
長野県伊那市西町4911番地10
債務者　加藤　賢二
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２４号
長野県駒ケ根市赤穂14494番地１
債務者　氣賀澤明美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２７号
長野県伊那市山寺2539番地１　大南ハイツＨ号
債務者　原　美代子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第６６号
広島県呉市音戸町波多見１丁目９番16号
債務者　黒田　廣司
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６９号
広島県呉市西中央２丁目１番14号、住民票上の住所熊本県水俣市白浜町14番９号
債務者　芳賀あゆみ（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０３号
徳島県徳島市北佐古一番町２―34　リバーサイド佐古202号
債務者　蛇目　秀美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６５号
千葉県流山市大字東深井688番地の67
債務者　松本　晶勝
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１７号
千葉県松戸市横須賀２丁目７番地の９　トクエハイツ101号
債務者　千秋　義之
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２５号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目16番20―310号
債務者　佐々木富美子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４３号
千葉県我孫子市柴崎2906番地　５号　プランタン大井Ａ
債務者　玉ノ井康子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５８号
千葉県松戸市東平賀154番地の１　シティハイムローゼン202号
債務者　廣田　清治
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７４号
千葉県柏市豊四季609番地５　ビューパレス南柏203号
債務者　宇田川早苗（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９２号
新潟市中央区本町通５番町228番地　シラクラハイツ205号、前住所新潟市中央区西堀前通５番町748番地　ライズ西堀503号
債務者　土岐　有吾
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６４号
新潟市西区五十嵐東１丁目13番41号、前住所新潟市西区五十嵐東１丁目９番１号
債務者　卯田千鶴子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６９号
新潟市西区ときめき西３丁目１番地２　エルフときめき201
債務者　岩脇美恵子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
新潟市江南区亀田中島３丁目６番38号
債務者　吉崎　奈美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部